

五月十日午後四時三十分發

東京

吉柳ホテシ

南希中國書局長

齋藤式部官

御治權後之日管俸の月受り上り

五月十四日午後七時二十分

由國信理大臣

海軍大臣

露國皇太子陛下、今日午後三時五十分特別に互
洗車、三喜御、帰彼方成り

五月十四日午後二時五分

松方内閣閣下 兵部事務

露海軍艦ノ事先分注意又海軍人員立テ
ニ橋子ナルトモ橋ヲナラヌ事動ハナシ

五月廿七年丙午五月廿五日

中國書院友長

京都府京都市

西澤國守右子 附名 以容侍 而地 宜口

五月廿七日午時五分

信輝大日

源朝臣

源朝臣傷り頸蓋骨ニハ達セザル由馬一ツ所ハ九サレテノ一
トル一ツ所ハ七サレテトシ蓋レ一カニテ切リシナラレ
午後十時ニ至テ源朝臣ノ遺骨ハ只今ノ所ニ在リ
記シテ方ナリ

技手	局着明	局	發	人
...
...
...

人信

...

日本政府電信

親展

甲八

...

人信

...

...

技手	局	着	明	局	發	第	報
	五月三日	東京電報局印	九年			五	

人 信
 廿三

日本政府電信送達紙	第
	一
事記	モ ク ラ ク
第	
號	

人 信

五月十二日午後四時

中國信理者秘書友

京都府

商務式部官

滋増物主清所ニ於テ先皇方露法國皇太子陛下ニ危
害ヲ加メタル儀リ京都ニテ以テ法務アラセラルル者
由國大員方ヨリモ露法公使亦電信アリタルコトト信ス
右ニ付テハ行年ニアラセラルルコト故者友アリテ其
信ノ折在リテ聞合アリタリ

技手	局	着	明	局		第	報
				付	受		
月	日	局	年	字	分	日	局

東京電報局印

人 信

〇ニモニル
 〇キアウコ
 〇ヲライト
 〇ムニセテト
 〇ヨラハニ
 〇トリルキニ
 〇イコルヨス
 〇ハコウニ
 〇ワットコ
 〇ニシテキ

日本政府電信送達紙

着第

號

人 信

申月廿二日午後一時四十分迄

由古

京都中村橋

松方信理氏

西御内務大臣

只今十二時三十分着

五月廿二午後一時四十分發 四時二十分着

由直

京都府警察部

相方信理書

大浦新傳自傳長

十一時半大浦新傳自傳長に知事解知事持居り汽車にて
不形散開キタル。清田出立。全書狂ノ家柄ニ。本人ハ八
年前之後狂セシ。アリ又其兄ハ十年前之後狂セシ
アリ本人ハ伊賀ノ上野ノ首ナリ監獄病院ニ。墮落
中生命ニ。苦支ナシ。依り連累甚アル見込ナシト。下
不形散報又



Vertical text in the top left section, including characters like '局' (bureau) and '局' (bureau), possibly indicating the sender and recipient locations.

Main body of vertical Japanese text, likely a message or official communication, written in a cursive style.

Vertical text on the right side of the top section, possibly a signature or name.

Vertical text on the right side of the bottom section, possibly a signature or name.

A large, empty table with multiple vertical columns, possibly for recording details of communications or transactions.

局 着 閉
 局 受
 局 後
 時
 月
 日
 年 字 分 日 局 號 報



アコテニヤニトエ
 五三ニナリコウア
 ストニニヨクニハ
 五トイカヤヨ
 ストニニヨクニハ
 コウナニイノ
 トアニニニハ
 トニヨノニイニ
 ノニヨノニイニ

日本政府電信送達紙
 番第

人 信 受
 一
 人 信

電報譯

京都

松方内閣総理大臣

参議親展

西郷内務大臣

明治廿四年五月十二日午後二時甲分發

露國軍艦ハ士官數名昨後五時過京都、行キ同リ
九時半士官三十名斗リ本日午前二時過ニ二十名斗リ
京都ヨリ帰艦セシマテテ目下實ニ異状ナシ唯今兵
庫縣知事ヨリ電報アリタリ

内務省

受 信 人
 第 一 〇 三 號
 發 報
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號

受 信 人
 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號

日本政府電信送達紙
 著第三十號
 親 展
 事 記
 唯今與同心使面會談話セリ
 詳細ハ直ク後ヨリ報告ス
 手 記
 手 記
 手 記

受 信 人
 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號
 局 第 一 〇 三 號

(Blank lined area for additional text or notes)

同部外務以臣宛 青木外務大臣

左記ノ電文ヲ総理大臣ニ通ズヘシ

西郷伯及拙者ハ到着後早速露國公使ヲ訪問

シ 天皇陛下及内閣一屆ノ名ヲ以テ皇太子殿下

ノ所遭難存痛惜、勝ハガル者ヲ陳述セリ而シテ

拙者ハ露國公使ニ向テ今般、多不孝ハ精神惑

乱者、行為ニ出ラタリト思慮セラレシコトヲ乞ヒ且ツ此

意味ニテ皇太子殿下并露國政府ニ具申アラシ

テリ請求セリ

露國公使ノ答ニ日本ノ情形上不安心、慮アリト思

考セシコトヲ皇太子殿下、御到着ニ先ツテ豫メ皇

外務

太子殿下ハ安全ニ國內ヲ旅行セラル、トテ得ルノ保証ヲ
與ヘラルベキヤヲ拙者ニ問ヒシニ拙者ニ於テハ此保証ヲ
與ヘタリト而シテ其後廿九日ノ事アルニ逢ヒ其時モ重
ネテ右ノ保証ニ關シテ要求ヲ為シタルニ再ヒ其保証
ヲ與ヘラレタルニモ拘ラス今度ノ事件ヲ生出セリ而シテ
犯罪者ハ殿下ノ安全ヲ保ツヘキ職務ヲ有スル護衛
ノ巡查ナルカ故ニ露國公使ハ本事件ヲ以テ事体殊
ニ重大ナリト見做スト云ヘリ

露國公使ハ電信ヲ以テ本國政府ニ訓令ヲ乞ヒタレト
未ダ何等ノ回答ニ接セザルヲ以テ豫メ其如何ヲ言ヒ
難シト且ツ云ク皇太子ニ於テハ當國人民ノ迎接待遇
ニ對シテ満足シ居ラル、ト難氏公使ノ考ニテハ露國政
府ハ何分カ要求スル所アラント而シテ當方ヨリ如何ナル

満足ヲ與ヘ得ヘキヤハ拙者ニ於テ知悉スルコトナラント
ノ、ユヘ拙者ハ知悉セズト答ヘ且ツ本事件ノ終局ハ拙
者ノ考ニ依リバ本事件ハ事實審理ノ結果ヲ待テ
決スヘキモノナラント答置ケリ
依テ拙者ハ更ラニ露國公使ヨリ口頭又ハ書簡ニテ何
分ノ義ヲ申来ルヲ待居レリ

Communicate the following to Minister President:
 Count Saigo and I called upon the Russian Minister immediately after our arrival and in the name of His Majesty the Emperor of Japan and the Cabinet expressed most profound regret on account of attack upon the Crown Prince. I requested Russian Minister to consider the incident as the act of a fanatic and asked him to so explain the affair to His Imperial Highness and to the Russian Government. Russian Minister replied that he had regarded the situation in Japan as uncertain and had consequently asked me before the arrival of the Crown Prince

February 12/1897

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

外務省
 文書部
 第二課

for an assurance that His Imperial Highness could travel in Japan with safety. This assurance, he said, was given and thereafter the event of # 118 occurred. He then, he said, repeated his request concerning an assurance and the assurance was repeated. And now, he continued, happens this affair. The offender being a policeman on guard charged with the duty of protecting the Prince, he said, he regarded the affair as very serious; he had telegraphed to his Government for instructions. He said, instructions had not arrived and he could not tell in advance what they would be, he added, although He the Prince was well pleased with the reception

and treatment by the people of
this country he, the Russian Minister
thought his Government might
demand some satisfaction and
presumes that I would know
know what satisfaction could be
accorded. I replied that I
did not know and, I added,
that the final adjustment of the
affair must in my opinion de-
pend upon the result of the
investigation. I now await
some further word or message
from Russian Minister

Notie

五月十三日夜四時五分

中國

主御西日

松方侯様上

西御中御上
秀本御上

西園皇太子殿下ニ醫師ノ勅ニ依リ今晚ニ
ア又陛下ト是會ニナラズ明朝十時過ト是會ノツ
モリ

信濃守、上野守

五月十二日午後三時三十分發、青森、岩

松方総印書、京都出張

大浦、陸軍少将

殿下大津ヲ去ルノ節ハマナガウニ百三

五人ノ血査ヲ配置直ニ過々雜背ノ箇所

ハ二重ニ配置直ニテ怒言戒頗ル嚴ナリ

シ店先ノ所ハ十軒毎ニ一人ツクシ配

置コガラサキ町ハ縣廳ヨリ六七丁ノ

所以下ハ三人曳ノ人カ車ニテ徐行

セラル、右配置中ニアリシ津田巡查

ハ突然後口より切り掛ル右肩後、輕傷
何レモ骨之達セズ即チ殿下車ヨリ
飛下リラル殿下ノ車夫行兇者ノ足ヲ
取リ兇者倒シテ劔ヲ放ツ今一人ノ車
夫其劔ヲ採リテ背中ニニテ所切付ク
漸先驅ノ木村勘吉部族劔駆付ケ
上ニ乗リ掛ク押シ其時左右ヨリ警官
多數駆付ケタリ津田ハ暴走ノ東京
鎮其至兵ニテ進ニテ軍曹トナリ西南ノ
役勤七等下為ク後々三重縣出查

トナリ十六年八月之ヲ辭シ同年十二
月滋賀縣出查トナリ常ニ勉勵ニ専
俸ニ進ム右當時ノ景況大異ナリ
京都ノ警衛漸向手配十分行届居
ル哉、惚カシ共於一二ノ警衛部長ニ注
意ヲ促シ一層嚴重手配申ナリ

局	局	局	局	局
印	印	印	印	印
印	印	印	印	印
印	印	印	印	印

〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆

至意田文

〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆
 〆 〆 〆 〆 〆 〆

披 字	局 月	着 日	冊 年	局 字	冊 分	冊 日	冊 月	冊 年
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

= 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

日本書紀

人信受

發 行 日 月	局 番 号	明 治 年 月	局 番 号	發 行 日 月	人 名	備 考
------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	--------	--------

二 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一
 十 一 二 十 一 二 十 一 二 十 一

12

番	号	局	番	号	局	番	号
月	日	年	月	日	年	月	日

日本政府電信送達紙
 第...
 手紙の宛先は...
 東京府...
 文部省...
 文書課...
 長官...
 様
 拝啓
 貴局へお送りいたします。

受信人
 姓名
 住所
 備考

受取人	局		番		報
	局	番	番	番	
月	日	年	時	分	秒



イ
フ
エ
イ
ウ
シ
ウ
イ
イ
ウ
ウ

日本政府電信局

受取人

人

五月十日。上御。午時。御。事。

京都。御。事。

松方内閣總理大臣
周布寺の官長
伊東松平院寺の官長

九時十分著御停車場橋上。テ露路園
公使。拜謁仰付。テ之。直線。露路園。皇方
子。御訪問。答。処。医師。注意。テ依
今晚。御見合。明朝。御訪問。事。御
決定。ナリ。餘。明日。申上。リ

高麗國印

Handwritten header text in a grid, including characters like '局', '明', '局', '發', '人', '信', '受'.

Main body of handwritten text in a grid, consisting of multiple lines of characters.

Vertical handwritten text on the right side of the left page, including characters like 'ハ', 'ハ', 'ハ'.

A large empty table with multiple vertical columns and horizontal lines, occupying the right page.

局	局	局	局
月	月	日	日
日	時	分	秒



人 信 受

テヲヨテサレ
 ハヌニクノ
 シ
 ヲ
 ル
 シ

日本政府
 郵便
 事務

五月十九日午後一時三十分

本居何大可儀

由緒書

本居何大可儀

申儀ニアラサレトモ日弁医ハ拒絶シテ診察ヲ
許ルサレズ依テ以客体ホントリニ相分カラス

五月十九日午刻ハ時三十分後 十時と云ふ

内閣

東御

用布書記名也

松浦書記名也

今朝書名大伴ヲ以答侍甚ク宜シキ由露國皇
室ハ電報ヲ發シタリ今日細帯巻摺ハ節日本
医ハ診察ヲ許サル由皇室及人民ニ對シ以感
情甚ク宜シ威仁親王殿下トハ御交リ甚ク以親
密毎日封顔アリ一刻モ早ク出京ナシ皇室及
臣等ニ謝シタレト云信シアル由大慶ノ至リ

受領人 古
ナシカラ
スレシヨキ
ナシカラ
スレシヨキ

日本政府電信送達紙
今
皇
朝
御
内
大臣
ハ
イ



Large empty rectangular area with vertical lines, possibly a placeholder for a signature or additional text.

局	局	發	人	信
月	年	第		
日	分	冊		
郵便局印				

Handwritten Japanese text, likely a telegram or letter, written in a cursive style. The text is arranged in approximately 10 lines, with some characters appearing to be in a specific code or shorthand system. Some characters are accompanied by small annotations or marks.

日本政府電信送紙一着第

人信

五月廿五年十二行五白皮

松方総理大臣

西御内務大臣
青木外務大臣

天皇陛下ハ先刻露國皇太子ニ召向奉遊ハサレ
種々御慰諭且日遊話ノ末只今還幸アラセラ
レタリ

五月十日 幸地 阿部 友房

東所 阿部

松方 経理 古尾

王田 法隆

因市 芳 信 吉 忠

伊藤 博文

左 記 者 せ り 幸 地 阿 部 友 房 二 元 西 今 久 皇 子 乃 親 政
 夫 二 岐 方 ノ ヨ シ 以 傳 ノ 云 フ 所 二 依 六 本 文 ノ 電 信
 報 通 フ 亦 周 二 者 二 元 氏 本 夕 一 遍 ノ 通 信 ナ シ 思 フ 露
 都 ノ 人 心 必 ス 激 昂 二 政 府 毛 輒 ヤ ク 決 断 セ ラ レ サ ル 所 ナリ
 我 乃 ノ 思 考 ス ル 所 ニ 三 ハ 我 ハ 事 重 大 ニ 三 ラ サ ル 所 ナリ 必 セ ス
 傍 二 向 ク 今 二 毎 名 ノ 投 書 又 ハ 電 信 フ 以 テ 露 公 使 二 暴 慢 二
 言 辭 フ 送 ル モ ノ 絶 ヘ ス ト 警 察 ノ 事 ハ 措 新 用 演 後 二 止
 ラ ス 政 府 ハ 断 乎 ト シ テ 其 周 密 フ 勉 メ サ ル 可 ラ ス 内 閣 ハ 勿
 論 山 縣 伊 藤 兩 伯 ト 毛 招 祇 フ 盡 サ レ 勿 過 誤 ナ キ フ 望 ム

技手	局	着	明 治	局		報 號
	月	日		年	字	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 廣 省 電 信 取 扱 所 印 </div>			時	付 受 後 前	月	日
報 號 局 日 分 時 月 日 年 日 月						

人 信 機

(2)

モ又ク、小ウモヲテ、フ、
 テ、ウ、ヨ、シ、ロ、ム、レ、ハ、心、4、ニ、ハ
 ハ、ハ、コ、カ、テ、ラ、子、カ、テ、グ、ム、ハ、又
 フ、セ、テ、ジ、ラ、テ、フ、ス、ル、ハ、フ、ヨ、
 ケ、サ、リ、ト、ハ、ハ、ト、ケ、フ、ヨ、又
 9、キ、ハ、ナ、ウ、ウ、ク、コ、ア、ア、
 キ、フ、リ、ハ、ス、コ、ウ、キ、ヨ、ヨ、
 ハ、心、4、カ、ハ、カ、テ、ラ、又、セ、
 エ、ヒ、カ、テ、ト、ス、テ、ラ、又、ハ、ハ、ハ、
 レ、ハ、子、ウ、ハ、ハ、テ、ラ、ハ、ハ、

符 號
日本政府電信送達紙

著 第

人 信 機

投 手	局	明 治	局		發 第	報
	着		付 後	受 前		
月	日	年	字	分	日	局
宮 野 電 信 局						

人 信 費

(3)

テヲニシテハハコトヨシ
 ニキヲ又ハハコトヨシ
 アセテハコトヨシセボ
 リキハヤ又ハコトヨシ
 ヒハヨシテノキスヤハコト
 ケレラテハコトヨシ
 トスヨシハコトヨシ
 ヲスヨシハコトヨシ
 ロシヨシハコトヨシ
 ナシコトヨシハコトヨシ

符 附
日本
政府
電信
送達
紙

著 第

人 信 費

技手	局	着	明治	局		號	報
	月	日		字	分		
富国省電信取扱所 <small>受午前 付後</small>		時	月	日	局	號	報

人 備 記

(4)

人 備 記

日本政府電信送達紙
 符 圖
 又ウキ
 ツキカマ
 セケトヤ
 フミケビ
 エドワリ
 又ウキ
 ツキカマ
 セケトヤ
 フミケビ
 エドワリ

寄記 着第

五月廿五日午後二時甲午分夜

由不

京都府

相方隠理名

伊黒田
若藤

本國西府より公使ニ電信あり速ニ皇太子安
全ナル軍艦ニ移セトノ命令アリタルに付今日
午後四時ノ汽車ニテ我階下ニ至神戸マテ御回
車ノ苦ナリ

抜手	局	着	期	局	發	第	報
	月	日	年	月	日	號	
				時	分	字	

東京通信局

日本政府電信送達紙 着第

トギアイ

本局改訂より以後の電信料
 連日白王太子降臨に
 奉賀の儀あり
 此の由り
 送達の儀あり
 神代紙にて
 御用あり

五月十三日 奉詔 行啓

松方信理 奉旨

高内大伴

皇太后陛下 行啓ノ儀ニ 御沙汰 賜之 マラ 御見
合七 相成 〆レ

五月十日 壬午 江戸 松方 府中 分後

内閣

京都 且 所

松方 総理 大臣

青 西

本 卿

親王 月一 名 露 國、 義 遠 ハ サル、 且 榎 村 子
爵、 随 行 仰 付 ラル、 思 召 ニ 依 向 明 朝、 一
番 汽 車 ニ 入 同 人、 当 地、 御 遣 ハ シ、 ア ル、 シ

五月廿三日午後三時五分發

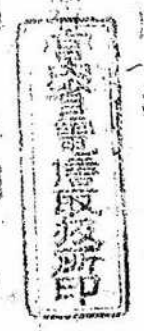
由

南布出記在長

伊東己代治
松浦良春

神戸へ随分命セラレタリ

長子



Handwritten Japanese text in the top-left section of the document.

Handwritten Japanese text in the middle-left section of the document.

受領人

Handwritten Japanese text in the top-right section of the document.

Handwritten Japanese text in the middle-right section of the document.

A large rectangular area with vertical lines, possibly a ledger or a table, which is mostly blank.

五月十三日午後五時五十分發

由國

京都

南布内閣書記官長

松浦書記官

本日より後三時津田副議長及曾禰書記官長
ハ在京議員ニ代リ近衛公爵及千家男爵ハ西
京議員ニ代リ淺野侯爵ハ華族館代ニ代リ露國
皇太子御旅館接待委員山内ヲ經テ訪問書ヲ
呈スル

技 手	局 月 日		明治 年	局		報 號	第
				時 分	日		

人 信

イハタイ
 シテイ
 タホイゴ
 リウ
 モヤヨ
 ム
 ヨウ
 シヤセ
 テヨツ

符 號
 日本政府電信送達紙

著 第
 號

人 信

五月十四日午時五十分没

内閣

京都府

杉方恒理大臣

伊藤博文議長

天皇陛下、暫く京都に留駐、御帰京ノ積り、皇太子ハ神戸ノ軍艦ニ移シ、トノ訓令ノ下、一兩日ノ内ニハ大体分ルヘシ貴官此他ニ是越ノコトハ明朝評議ノ上返事ニ及フヘシ

五月十四日午十二時五分後

内閣

京都府

杉方佐理大臣

西柳 其外

貴官此地市越ノ事ニ相談シタル後奉聞セ
レニ万幸掛引ノ為ノ其地ニ止マントノ旨沙汰ナ
リ

手

富貴書信表

Handwritten characters in the top right section of the left page.

Handwritten character '女' (female).

Handwritten characters in the middle right section of the left page.

Vertical handwritten text on the left side of the lower section.

Main body of handwritten characters in the lower section of the left page.

Handwritten characters in the bottom right section of the left page.

Large empty rectangular frame on the right page, possibly for a drawing or additional text.

五月十四日午時五十分發

由國

京都

里

四

御方 信理大臣

御

階

皇太后陛下 皇太子陛下 同日 皇太后陛下 皇太子陛下
ヲ軍艦ニ送付向ノ義上奏ニ及ヒタル處既ニ昨日
帰艦相成タル上ニ厚ク其儀ニ及ハストノ法沙法ア
リヨリ

局	音	明	局	報
日	日	日	日	日
時	時	時	時	時
分	分	分	分	分
字	字	字	字	字

人 白 受

2

人 白 受

日本政府電信送達紙 着第

フクハケ
 又 ハジメ
 又 イソ
 カシ
 ズマ
 デヨ
 ケト
 ハシ

皇后陛下
 皇太子殿下
 皇太子妃殿下
 皇孫殿下
 皇孫妃殿下
 皇弟殿下
 皇弟妃殿下
 皇妹殿下
 皇妹妃殿下
 皇孫殿下
 皇孫妃殿下
 皇弟殿下
 皇弟妃殿下
 皇妹殿下
 皇妹妃殿下
 皇孫殿下
 皇孫妃殿下
 皇弟殿下
 皇弟妃殿下
 皇妹殿下
 皇妹妃殿下

皇太子殿下
 皇太子妃殿下
 皇孫殿下
 皇孫妃殿下
 皇弟殿下
 皇弟妃殿下
 皇妹殿下
 皇妹妃殿下

皇太子殿下
 皇太子妃殿下
 皇孫殿下
 皇孫妃殿下
 皇弟殿下
 皇弟妃殿下
 皇妹殿下
 皇妹妃殿下

五月十四日午後三時五分
相方由字信理大臣
西卿由務大臣

沖和事處分ノ義ハ皇太子殿下ヨリ陛下ニ
懇話ノ次第有之同中ニ付返テ以回答致ス
ハシ

五月十四日午後三時五分

東京府

松方侯爵

東京府

露國ニツラ皇太子ノ希臘シヨ一ヲ親王ニ以テ送贈
ナルハキ業此大勲章ニ平利氏持参スルハ送ラ
サレハ今夕ノ候ヲ以テ御送アリタレ

技手	局	明治	局		第	報			
	着		付	受			後	前	月
月	富 省 電 信 取 扱 印 局	年	字	分	時	日	局	號	報
日									

人 備

日本
政府
電
信
送
達
紙

符
號

着
第

號

三
イ
三
ア
又
ハ
ウ

富
省
電
信
取
扱
印
局

明治
三
十
三
年
第
一
百
一
十
三
號

了
部
了
了
了

人 備

枚 手	局	着	明	局	發	報
	月	富 國 電 信 取 扱 所 印 局	治	付 後	第	
	日		年	字	時 分	
				日	局	號

人 信

人 信

日本政府電信送達紙

符 號

着 第

ハ
ク
シ
ハ
ク
シ
ハ
ク
シ

露國ニテハ皇太子及皇太后ノ御
ハ進路ニテハ平素ハ大ニ通リ
ハ村長等ノ御
何レノ部ニテハ

五月十四日 江戸 本所 大工 橋本 幸右衛門 宛

由不

周布 甚 記 良 友

多 田 甚 良 友

本所 大工 橋本

上 嘉 物 今 日 ノ 運 上 望 ム 以 朝 拜 決 ス ト 外 務
大 臣 ノ 命 ア リ

五月十四日午後七時三十分發

内閣書記官長

海軍大臣

昨日四ハセシ露國皇太子殿下御遊難實現上申書
一括ハ外務大臣政界上ノヨホニガレモアルベクト
考、俄、付他ニ漏泄セサル様ニ注意ヲ乞フ

技手	局	着	明	局	發	報
	月	日	年	時	分	
				受前 付後	第	號

富山電信局
明治三十四年

人 信
二
人 信

日本政府電信送達紙

符 四
九
二
四
九
七
二
九

事 記
七
二
九

着 第

地 漏 池 せ せ り 様 寄 信 紙 等

外 務 省 長 官 官 署 下 寄 附 書 一 封 外 務 省 長 官 官 署 下 寄 附 書 一 封 外 務 省 長 官 官 署 下 寄 附 書 一 封

五月十四日午後十一時五分發 十時着

京都

松方総理大臣

西郷内務大臣

大山高島、兩中將至急当地へ罷越す様計命
ニ相成りたり

五月廿五日午後三時五分發

内閣

京都府

内務書記官長

多田書記官

只今極楽院、御諮詢ノ旨裁可侍候長
電致アリタリ右物台案御回シアルニ

技手

局

着

明

局

發

人

個

受

張大

日

明治廿四年

富省電信局

字

付午

局

第

號

報

日本政府電信送達紙

附記

急

日本政府電信送達紙

附記

着第

十

スフエ...

人

個

受

ス...

只今相家院、諸君、口裁可待絶長...

Handwritten notes in vertical columns, including characters like '急' and '十'.

Large empty table with multiple vertical columns, likely for recipient information.

十日午後五時三十分
松方総理大臣

田八時着
西御内務大臣

今日ノ際申迄モ無之候ヘトモ略
電信取扱ニ付内初ノ諸官廳ニ
此上克ク取締ル様注意心ノ儀御最
達可然御評議アリタシ

司法大臣

五月十九日午後七時二十分發 全十時着

内閣書記官

西京目録

多田書記官

別紙電報司法大臣(澤ノ上)至急御傳へア
リタシ

山田大臣宛

三好ヨリ

本日ノ御出議ニ依リ急程達^七大津地方裁
判所ニ提起スルコトナシリ依テ急達指揮ア
リタシ

着手	局	着	明	局	發	受
月	日	年	字	時	分	日
報	號	局	日	時	分	日

人 信 送

廿
二

人 信 送

日本政府電信送達紙

着第

フテサヨク

本日ノ日使渡ニ係リ電報送達セヨ
 大塚地方秘知所ニ提呈スルコトト
 ナレリ依テ急速抄増アリクシ

身下年尾尾四行年知及 今下好年分系

松方信理史氏 高部氏所 西御内也大乃

陛下還幸、日復未之定、マラス露
國太子神戸去留ノ一七同様ナリ

安内、佐田、田中、中根、桂、横山、田代
若川、陸奥、松尾、大木、山本、吉野、松平
平山、中根、

五月十九日午後七時二十分發

全十頁三十分着

松方信輝大臣

西御内務大臣

西御内務大臣

今日青森県田代藩井上榎本土方三好相
 第ニ法儀ノ上差圖ヲ經テ被告人ヲ刑法第
 ニ編入ニ奉適用ノ見込ヲ以テ控事アリ
 控事トシテ訴ハシ大津地方裁判所ニ提出スル
 シ司法大臣アリ控事長ニ命ヤラル、一ニ法
 定セリ司法大臣ト御商議ノ上陛下ノ恩旨
 ヲ徹底セシナラレヨ

技手	局	着	明治	局	第	報	
	月	日		年			字

宮内省電報取扱所

人 信

(2)

ホ、キ、ヤ、ウ、フ、シ、ム、イ、ロ、ノ、ハ、ニ、ハ、ニ、
 キ、ヌ、ル、キ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ム、ス、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、
 ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、ク、セ、ヨ、リ、ト、ク、シ、

日本政府電信送達紙

人 信

着第

五月十五日午後五時三十分發

全 十二時着 福慶延着

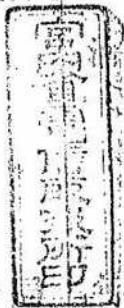
京都御所

松方総理大臣

西郷内務大臣

沖波賀縣知事及齊藤海軍部長進退同屬
分ノ料ニ関シ小官ノ意見御向合ニ存
ルニ右兩人ハ單純ナル免官ニテハ處分輕キニ過
クルヲ以テ懲戒例ニ依リ免官處分ニ及ヒ然ルハ
シト存スレバ沖知事ハ就任以來日尚淺キニ付寬
容ノ取扱ニ忝成様希望セラル、旨露國太子
殿下ヨリ天皇陛下ニ親シク申上ラレタル次第ニ
有テ陛下ニ其御沙汰ニ相成存思召ニ付

我 手	局 番 号	局 番 号	局 番 号	局 番 号	局 番 号
	月	日	時	分	秒



人 信 受

121

ワルノアサハニトシテセシノ
 伝ヨリトテ子ニシテシノルセシ
 等ノヨヨ子ニシテ又カウシノワ
 ラニシテトツイシワルシトシ
 シテトツトツトツトツトツトツ
 セシトツカセシトツトツトツトツ
 今ノシテトツトツトツトツトツ
 トツトツトツトツトツトツトツ
 トツトツトツトツトツトツトツ
 トツトツトツトツトツトツトツ
 トツトツトツトツトツトツトツ

日本政府電信送達紙

着第

人 信 送

授 手	月 日	明治 年	局 字	時	分	月	局	號	報
				時	分	月	局	號	報

富
省
電
信
取
扱
所
印

入 信 受

(3)

日本
 政府
 電
 信
 送
 達
 紙
 着
 第

入 信 受

實會電報取印

投	日	月	時	分	秒	電	局	番	号

人 信 送

(4)

日本政
 府電
 報送
 達紙
 一
 番
 第
 一
 號

日本
 政府
 電報
 送達
 紙一
 番第
 一號

日本
 政府
 電報
 送達
 紙一
 番第
 一號

人 信 送

五月十五日午後七時五十分發

全二十六日午後六時五十分着 福清道延

松方総理大臣 京都ニシテ 野村

津田ヲ死刑ニ處スルノハ陸下ヲ直

チニ三好ハ御命存アリ依テ大審院

判事ハモ亦其恩旨ヲ貫徹セシム様

以長カアリタシ

松方
野村

五月十六日午後八時五十分發

内閣

重部大平揚

國事多岐故也

多田吉記官

今般汽車ニテ幸舞ニモ夕七時高リ命ニ拒密院
ノ議ニ付セラレタル勅令議史ノ上電報ニテ言
上ノ手續書ヲ入レ置ク故曰院、協議アリタレ

五月十六日午初六時三分

内閣

西京

南宮右大臣

寺壽

所用書類持参今日出参又手紙ノコトハ以テ
消シアリマシ

受 信 人
報 號 第 三 號
局 東京局
日 八月廿二日
年 明治廿九年
着 局 東京局
手 宛 手 宛
日 日

ナイカ
スフレヨキカ
田部

ナイケイ
寺崎

日本政府電信送達紙

着第 二二

ゴヨウ
コニ
アガリ
コト
ツル
ハ
ト
リ
ケ
シ

寺崎 田部 宛
手 宛
日 日

クニ

平日千二百多枚云々

康宗

多野

松方徳理

西の御書

汲邊千秋源が
縣知事ニ任
せんコト上
奏スルトコ
御裁可アリ
ナリ

勅令決議ノ旨上奏セシトコロ
裁可アリ直ニ奏布ニテ
陸軍大臣ノ副署ハ明
鏡付式ニ付今日ノ日付ナレハ大山
ニテ直ニ

五月廿二日 陸軍部

由良

西郷由希

北方江野

五月廿六日午後五時

由國

西京

用布古記

多田古記

津田三藏加納次一人ノ勲位祿有是也
立正三郎位記返上ハ唯今以裁可漸ナリ

五月十日午後六時五十分發

由岡多記

京都 多田多記

外務大臣より岡多記の移り住居（左ノ電信直線
送んへし）ヲヲトグラフヒクレソトルノ員頭
及後尾ノ首多記容ハ是迄電信西重トノ間ニ用
ヒ居ル慣例アルヘキニ依リ直線ヲ補折込ニ込電
スヘシ

日	月	年	時	分	局	號	報
			時	分			
			時	分			

富貴電報取扱印

4
 7
 10
 17
 20
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31

社
 日本政府電信送達紙
 事記
 着第

人 信 發
 二
 人 信 發

五月廿七日午前十時多敷

京都本町の寺橋

由布の在りて及也

多田の在りて及也

何れは物持アツクニ滞在スルニ事有承キテ毎
日見所、多敷紙其外は用ノ品ニ買入レ帰京ノ上
勅定ノ差出スルニ事有同旨ニ是命旨ノ事ナ

ありてある工のりも

打方伝理

系紳

山田目録

西田目録

三好隆事長此親出者ノ者今り、
二六到者ト存者、
海内計ヒアリタシ

内

閣

五月廿七年お十所廿五多教

東京

東京見所

松方総理大臣

西郷内務大臣

今日大山中将、陸軍大将に任じ、又大臣大将ニシテ
樞密顧問官兼議定官に任じ、高島中将、陸軍
大臣に任じ、此旨通分す

五月廿七日 午後一時十五分迄

西京

松方内大臣御前

西條内大臣御前

貴官自出陣ノ儀伺取處其儀ニ不及ニ好今日
其地着、付、何事アリノ上、其事ニ充分力ヲ御
尽シ相成ル様ニトノ御沙汰アリ

五月廿七日午後一時五十分

由

西

松本 松本

西 西

大臣大将ハアヤリコアラズ陸軍大臣陸軍
大将ニテ新任ノコトナリ

平賀正長 二所 四十五

西島 日記

内閣書記長

多田 日記

陸軍中将 陸軍大臣 二 陸軍大将 三 任 陸軍大臣
 兼 議定官 陸軍大将 任 陸軍大臣 三 樞密顧問官 二
 任 兼 海軍大将 如 此 辭令 二 通 十 陸軍中将
 任 陸軍大臣 二 陸軍大臣 任 副 署 二 皆 内 務 大
 臣 十 一

局 日 月 年 字 分 時 日 局 號 報
 局 月 日 年 字 分 時 日 局 號 報
 局 月 日 年 字 分 時 日 局 號 報



日本政府電信送達紙
 符號
 着第
 號

人 信

人 信

五月十七日午後三時二十分發

松方総理大臣

花房宮内大臣

土方宮内大臣

香川皇族官方史

皇后陛下御登京ノコト伺ヒタルニ最
早時日モ無之ニ付御上京ニ及ハセラレ
ズト、御沙汰アリタリ

五月廿七日午後四時三十分午後

内閣

西条長

多田少記友

手井少記友

用事書記官長

内務大臣より信理大臣、左ノ通報告又同件ハ
堂熟与信熟ハ之由カアリヨレテ西条ハ郵便
露國皇太子殿下 大津ヨリ難ノ節行先者ヲ為
押ハシル人カ律吏京都府平民向畑治三郎石川
平民北賀市一太郎ノ兩人ヲ特旨ヨリ以テ勲八等
ニ叙シ桐葉章ヲ授給シ各年金三十六圓ヲ賜
リタリ右報知ス

實業電報取扱所印

Handwritten notes and stamps at the top of the page, including a large character '大' and various symbols.

Main body of handwritten text in a vertical column, consisting of approximately 10 lines of characters.

Vertical handwritten notes on the right side of the page, positioned above the main text block.

Vertical handwritten notes on the right side of the page, positioned below the main text block.

A large empty table with multiple vertical columns, occupying the right half of the page.

我手 局 着 日 局 號 第
 月 日 年 字 分 日 局 號 第
 富 信 電 報 局 印

二二二三三四五六七八九十
 十一十二十三十四十五十六十七十八十九二十
 二十一二十二二十三二十四二十五二十六二十七二十八
 二十九三十三十一三十二三十三三十四三十五三十六
 三十七三十八三十九四十四十一四十二四十三四十四
 四十五四十六四十七四十八四十九五十
 五十一五十二五十三五十四五十五五十六五十七五十八
 五十九六十

日本政府電信送達紙

人 信

人 信

裁手	局	明治 年	局	發	第	報
	月					
日	局	年	字	分	時	月

富山電信取扱所印

人信

リヨ
タヨ
シ
ナ
ウ
ク
ク
ク

日本政府電信送達紙

人信

事記 着第

五月十日午前十一時五十分發

松方総理大臣

山岡大臣

高橋大臣
西郷大臣

被告津田三義連ニ處分スヘキ旨送付アリ
到急送付ニアル

五月廿五日午後六時十分發

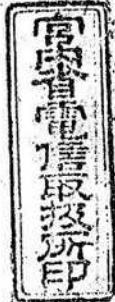
内閣

京都

松方総理大臣

土方宮内大臣

露國皇太子殿下へ菊花頭飾章御贈り、儀相
同儀殿其儀、及ハストノ佳沙汰ニテ御贈進アラ
セラレス



Handwritten Japanese text at the top of the document, including the number '一九三二' (1932) and other characters.

Vertical handwritten text on the left side of the page, likely a recipient's name or address.

Main body of handwritten Japanese text, possibly a telegram message or a letter.

Vertical handwritten text on the right side of the main text block.

Vertical handwritten text in the right margin, possibly a date or sender information.

A large table with multiple vertical columns, currently empty, likely for recording or administrative use.

五月二十〇日午後八時十五分發

京都支廳

内閣事務官

多田内務事務官

在、電文三好ヨリ山田司法大臣ニ直リニ通知ス
ヘシ

大審院長始ノ採謁勅語ヲ賜リ諸事都合宜
シク済ミヨリ



Handwritten numbers and characters in the top left corner.

Handwritten text in the top right section, including '第一七八號' and 'キヨト局'.

Vertical handwritten text on the right side of the top section.

Vertical text on the left side of the bottom section, including '三好ヨリ山田司法大臣'.

Main body of handwritten text in the bottom section, appearing to be a message or report.

Vertical text on the right side of the bottom section, including '日本政府電信送達紙'.

Vertical handwritten text on the right side of the bottom section.

A large table with multiple vertical columns and a few horizontal lines, mostly empty.

五月二十〇午後六時三十分散

京都府

松方内閣總理大臣

西郷内務大臣

大審院長見島修事権長三好以下八名只今津
前、召サレ厚キ御沙汰アリソワヨソワヨリ
下官始メ而會打合シテ此方通告ス

出下重虎去安島権長

〇 判事 松平 河色

〇 〇 中 空 持

〇 〇 七 伴 經 典

〇 〇 安 形 健 元

〇 〇 三 好 宗 雄

〇 〇 松 方 總 長 三 好 宗 雄

〇 〇 判 事 川 岡 嘉 一

發 第 二 〇 七 號
 日 本 郵 政 局
 九 月 十 二 日
 九 月 十 二 日
 九 月 十 二 日

受 信 局
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日

日本政府電信送達紙
 第一號
 十

十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日

十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日
 十 月 十 二 日

(Large empty grid area for message content)

五月二十日午後八時五分發

由岡

京都

杉方信理大目

西郷由緒大目

明日保壽二書本一日後トニ歸ル

青廿六日午後六時五十分発

松方内閣總理大臣

大津市麻

西郷中務大臣

山田中務大臣

奥嶋三好ニ面會せしニ裁別官ニ直

接面會ハ然レハカラストノコトニ付キ二人ヨリ

先分意者ヲ通セシナリ

五月二十七日^{壬午} 零時三十五分 上儀

松方内閣総理大臣

西郷内務大臣
山田司法大臣

明日午後公判の期は決す此上ハ
裁判官、青島、任す外ナシ

天津

中日世古午前ハ以テ

西河由路者

宛

山田又法者

松方信理者

二ツノ電報請取ル以見因ニ通ニテ

可シ

五月廿五日午後一時十分後

内閣總理大臣

澤野宗太郎

本日の清田三蔵公が閣庭より傍聴人六七十人
裁判所へ出立ケタルを午前九時傍聴禁止ノ
指示アリ傍聴人構外へ退ク三蔵は午前十一時
二十分監獄ヲ出テ途中見物人群集シタルを十
二時十五分裁判所へ無事着ク十二時三十分訊
問アリ別ニ異状ナシ

技手	局	着	明	局	發
	月	日	年	字	分
				時	分
				月	日
				局	號
				報	第

富國電信取扱所印

人 信

(2)

シア ニーニニ
 別 別ニニニ
 ニヨ ジグ
 オウ ト
 フ フ
 信 報 フウ
 己 由 4
 ヨ ン サ
 ウ モク 例
 ナン バモツ

日本政府電信送達紙

人 信

五月廿七日 壬辰 壬辰 壬辰 壬辰

由國信院下

源會島公年

壬辰二十分 禰端 俵決

只今謀殺未遂罪トシテ
無期徒刑ノ處断アリ

○七日
○夜
○五
○分
○鐘
○頃
○殺
○害
○未
○遂
○罪
ト
シ
テ
無
期
刑
ノ
處
断
アリ

東三條入道

大津支能

西三條入道
山田守光臣

松方總理大臣

五月廿七日午後三時五分

内閣総理大臣

河野廣政

本日の津田三蔵、公判ハ十二時二十分開始傍
聴禁せし午後三時二十分并論終決六時
三分通常謀殺未遂犯ニテ無期徒刑ニ
處スベキ旨宣告ありタリ別ニ異状ナシ

内閣

手 続	局	年	字	受 前	月	日	局	號	報
	付 後			時					



人 信

12

符 囀

日本政府電信送達紙

人 信

着 第

五月廿二日午後三時五十分發
西江大津
西仰由細大津

今夜一時十五分發
明午後五時半着京

五月廿七日 平家七郎 三十五分 散 心付 子分 有

由國後院 有 松方 正 致 散
官有 大 月 五 方 之 元 散

仙臺市 塔通
廿四日 何 平 氏
沼澤 共 三 印

露 露 國 へ 御 使 節 二 達 二 御 出 發 アリ 多 二
猶 大 切 ノ 場 合 有 威 仁 親 王 殿 下 ノ 御 供
神 仰 付 夕 夕 謹 三 歡 願 奉 二

留 去 由 中 古 由 有 以 者 一 印 付 一 二 行

